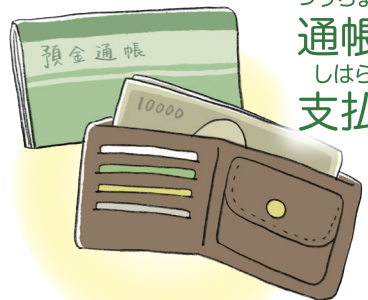


# 成年後見制度

## でできること



つうちょう ほかん  
通帳の保管や  
しはら てつだ  
支払いのお手伝い

りよう  
サービス利用の  
てつだ  
お手伝い



しよるい かくにん  
書類の確認と  
てつだ  
お手伝い

ふりえき けいやく  
不利益な契約の  
と け  
取り消し



# 成年後見制度

りよう  
を利用するには

そうだん

## 1 相談

くさつまち しゃかいふくし きょうぎかい  
草津町社会福祉協議会まで  
そうだん  
ご相談ください。

ほんにん  
ご本人でなくても  
そうだん  
相談できます。

そうだん むりよう  
※相談は無料です



じゅんび

## 2 準備



ひつよう しよるい じゅんび  
必要な書類の準備をします。

けつてい

## 4 決定

かていさいばんしょ  
家庭裁判所が  
せいねんこうけんにとん き  
成年後見人等を決めます。  
あなたの権利を守るお手伝いが  
けんり まも てつだ  
できるようにになります。

しゃかいふくしきょうぎかい ほか  
※社会福祉協議会の他、  
べんごし しほうしょし  
弁護士や司法書士、  
しゃかいふくし  
社会福祉士などが  
えら  
選ばれます。



もうした

## 3 申立て



かていさいばんしょ もうした  
家庭裁判所に申立てをします。